

香取広域市町村圏事務組合救急規程

平成18年3月27日

訓令第14号

改正 平成21年12月1日訓令第10号

改正 平成31年3月18日訓令第6号

改正 令和2年3月2日訓令第3号

改正 令和4年3月22日訓令第3号

改正 令和4年3月30日訓令第6号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 救急業務等の管理責任（第3条・第4条）

第3章 救急隊（第5条—第11条）

第4章 救急自動車（第12条・第13条）

第5章 救急活動（第14条—第42条）

第6章 応急手当の普及啓発（第43条）

第7章 雑則（第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合救急隊が行う救急業務について、必要な事項を定め、これに関連する業務の効率的運営を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第2条に定める救急業務をいう。
- (2) 救急事故とは、法第2条及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第42条に定める救急業務の対象である事故をいう。
- (3) 救急自動車とは、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）第10条及び第12条の要件を備えているものをいう。
- (4) 救急現場とは、救急業務の対象となる傷病者のある場所をいう。
- (5) 救急活動とは、救急業務を実施するための行動で、救急隊の出動から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- (6) 救急資器材とは、救急業務を実施するために必要な器具及び材料をいう。
- (7) 救急業務等とは、救急業務及びその他救急業務実施上必要な業務をいう。
- (8) 医療機関とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及

び助産所をいう。

(9) 関係者とは、救急業務の対象となる傷病者の親族、同僚等又は事故の当事者をいう。

(10) 救急救命士とは、救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「救命士法」という。）第2条第2項に定めるものをいう。

第2章 救急業務等の管理責任

（管理責任）

第3条 消防長は、この訓令に定めるところにより、組合管内の救急事情の実態を把握し、救急業務等の適正な執行態勢を図り運営に万全を期するものとする。

第4条 消防署長は、この訓令に定めるところにより、管轄区域内の救急事情の実態を把握し、所属職員を指揮監督して、救急業務の適正な運営に万全を期するものとする。

第3章 救急隊

（救急隊員）

第5条 消防長は、令第44条第5項に該当する消防職員のうちから救急隊員（以下「隊員」という。）を任命するものとする。

（救急隊の編成）

第6条 救急隊は、救急自動車1台及び隊員3人以上をもって編成する。

（救急隊長）

第7条 隊員のうち1人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、消防士長以上の階級にある者をもって充てるものとする。

3 隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、救急資器材を整備管理し、救急業務を円滑に行うよう努めなければならない。

（救急救命士等）

第8条 消防長は、救急救命士の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置の基準（昭和53年消防庁告示第2号。以下「応急処置等の基準」という。）第5条第2項に規定する隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

（隊員の服装）

第9条 隊員は、救急業務に従事するときは、消防吏員服制基準（昭和42年消防庁告示第1号）による救急服を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要がある場合は、保安帽を着用するものとする。

（隊員の訓練）

第10条 消防署長は、隊員に対し救急業務を行うに必要な知識及び技術を修得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

（名称及び配置）

第11条 救急隊の名称及び配置は、別表第1に定めるところによるものとする。

第4章 救急自動車

(救急自動車に備える資器材)

第12条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を備えるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）に定める取付品及び附属品、高度救命処置用資機材
- (2) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自消甲教発第6号通知）に掲げる別表第一、別表第二の資器材
- (3) 通信、救出等に必要な資器材で別表第2に掲げるもの
(高規格救急自動車の配置)

第13条 消防長は、応急処置等の基準第6条第3項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

第5章 救急活動

(救急活動の原則)

第14条 救急活動は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を行い、速やかに適応医療機関に搬送することを原則とする。

(救急隊の出動)

第15条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は、救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確認し、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

(出動区域)

第16条 出動区域は、別に定めるところによる。ただし、次の各号に該当する場合は、救急出動区域を超えて出動することができる。

- (1) 消防相互応援協定を締結した市町村の協定区域に救急事故が発生し、当該市町村の長から出動の要請を受けた場合
- (2) その他特に消防長が認めた場合

2 救急隊が、2隊以上出場したときの現場指揮者は消防長が命じた者とする。

(観察及び判断)

第17条 観察は、傷病者の周囲の状況、救急事故の形態及び傷病者の状態を把握し、救急処置等の判断に資するため行うものとする。

(救急隊員の行う応急処置)

第18条 隊員は、前条の観察等に従い、傷病者を医療機関その他の場所に収容し、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間又は救急現場に医師が到着するまでの間において傷病者の状態、その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり又はその症状が悪化するおそれがあると認められる

場合に、応急処置等の基準に定める応急処置を行うものとする。

(医師の指示)

第19条 救急救命士の資格を有する隊員が、救命士法第44条第1項に定める救急救命処置を実施する場合には、医師の具体的な指示を受けるものとする。

(医師の要請)

第20条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合

(2) 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(救急現場付近にある者への協力要請)

第21条 救急現場において、救急活動上緊急の必要があると認められる場合は、付近にある者に対し協力を求めることができる。

(医療機関の選定)

第22条 傷病者の搬送に当たっては、傷病者の症状に適応した医療が速やかに施し得る最も近い医療機関を選定するものとする。ただし、傷病者又は家族から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合は、傷病者の症状及び救急業務上の支障の有無を判断し、可能な範囲において依頼された医療機関に搬送することができる。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第23条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。ただし、隊長は傷病者又はその関係者から搬送辞退書(別記第1号様式)に署名又は押印等を受けるものとする。

(死亡者の取扱い)

第24条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者等の同乗)

第25条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、努めてこれに応ずるものとする。

(転院搬送)

第26条 医療機関からの要請により、当該医療機関において現に医療を受けている傷病者を他の医療機関に搬送する場合は、医師又は看護師の同乗を求め、かつ、搬送先医療機関が確保されている場合に行うものとする。

(ガス事故による救護)

第27条 隊長は、ガス事故による傷病者の救護に際し、特に集合住宅においては、事故現場の直上階並びに直下階の居室及び隣室のガス漏れ等の安全を確

認するものとする。

(現場保存)

第28条 隊員は、傷病の原因に犯罪の疑いがあると認められる場合又は自損行為若しくは交通事故等で現場に警察官がない場合は速やかにこの旨を所轄警察署へ通報するとともに現場の保存及び証拠の保存に努めるものとする。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第29条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法律」という。)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防署長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

2 消防署長は、前項の結果が確認された場合は直ちにこの旨を消防長に報告するものとする。

3 傷病者が明らかに法律第6条に規定する傷病者である場合は、搬送しないものとする。

(要保護者の取扱い)

第30条 隊長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、直ちに所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けた場合、速やかに消防長へ報告するとともに、この旨を生活保護法第19条に定める機関へ連絡するものとする。

(家族等への連絡)

第31条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認める場合は、その者の家族等に対し、状況等を連絡するように努めるものとする。

(傷病者の引渡し)

第32条 傷病者の医療機関への引渡しについて隊長は、傷病者搬送通知証(別記第2号様式)に所要の事項を記入し、これを医療機関の長に交付し、引受け証としては、傷病者収容証(別記第3号様式)にその医療機関の医師又は引受け人の署名又は押印を受けるものとする。

(報告)

第33条 隊長は、救急業務が完了したときは、救急出動報告書(別記第4号様式)に必要な事項を記入して所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告により必要があると認められた場合、速やかにその旨を消防署長に報告するものとする。

3 救急救命士は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急出動報告書に記録しておくものとする。

る。

(救急日誌)

第34条 隊長は、救急事故に出動した都度、救急日誌（別記第5号様式）に所定の事項を記入しておくものとする。

(消毒)

第35条 消防署長は、次の各号に定めるところにより救急自動車及び積載品の消毒を行うものとする。

- (1) 定期消毒 月1回
- (2) 使用後消毒 毎使用後

(消毒の標示)

第36条 消防署長は、第29条及び前条第1号による消毒を行ったときは、その旨を消毒実施表（別記第6号様式）に記入し、救急自動車の見やすい場所に標示しておくものとする。

(救急業務実施計画)

第37条 消防長は、特殊な救急事故が発生した場合における救急業務の実施について計画を樹立しておくものとする。

(救急調査)

第38条 消防署長は、隊員に救急業務の円滑な実施を図るため次の各号に定めるところにより管轄区域の調査を実施させるものとする。

- (1) 地勢及び交通の状況
- (2) 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置、構造及び進入路
- (3) 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- (4) その他必要と認める事項

(医療機関との連携)

第39条 消防長は、医療機関及び医師会と救急業務実施について、常に密接な連絡を取るものとする。

(関係団体との連絡)

第40条 消防長は、管内で救急に関する事務を行っている団体と救急業務実施について意見交換し、緊密な連絡を取るものとする。

(受払簿)

第41条 隊員は、救急資器材受払簿を備え、救急薬品、器材の受払の都度、所要の事項を記入しておくものとする。

(搬送の証明)

第42条 消防長は、搬送した傷病者又は傷病者の代理人から救急搬送証明申請書（別記第7号様式）により申請があったときは、救急搬送証明書（別記第8号様式）により証明をするものとする。

第6章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第43条 消防長及び消防署長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日訓令第10号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月2日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月22日訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日訓令第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第11条）

名 称	位 置
佐原救急隊	香取広域市町村圏事務組合 佐原消防署
小見川救急隊	香取広域市町村圏事務組合 小見川分署
多古救急隊	香取広域市町村圏事務組合 多古分署
東庄救急隊	香取広域市町村圏事務組合 東庄分署
山田救急隊	香取広域市町村圏事務組合 山田分遣所
栗源救急隊	香取広域市町村圏事務組合 栗源分遣所
十六島救急隊	香取広域市町村圏事務組合 十六島出張所

別表第2（第12条）

分 類	品 名
通信用資器材	車載無線機、車載端末装置（AVM）、携帯電話
救出用資器材	救命浮環、救命綱、万能斧、バール、ガラスカッター シートベルトカッター、ボルトクリッパー
その他の資器材	保安帽、救急バック、警笛、懐中電灯
その他必要と認められる資器材	

別記

第1号様式（第23条）

救 急 搬 送 辞 退 書

香取広域市町村圏事務組合消防長 様

辞 退 者

住 所 -----

氏 名 -----

生年月日 -----

救急車による搬送を辞退します。

1 日 時 年 月 日 時 分

2 場 所

3 理 由 他車搬送・傷病無・拒 否・辞 退・その他（ ）

4 不搬送承諾者 ア 本人 イ 家族 ウ 知人 エ その他（ ）

氏 名 -----

5 その他 （1） 署名拒否

第2号様式(第32条)

傷病者搬送通知証

香取広域市町村圏事務組合消防本部 救急隊
救急隊長
救急救命士

		事故覚知日時				
		月	日	時	分	
住 所		事故発生場所				
		要請概要				
氏名 (フリガナ)		要請概要				
生年月日						
連傷 絡病 先者		要請概要				
事故種別						
又負 は傷 主部 位		傷病者バイタルサイン等				
救急 処置		時間	:	:	:	
		意識レベル	JCS GCS	JCS GCS	JCS GCS	
既往		呼吸				
		血中酸素飽和度	%	%	%	
時間経過		心拍数				
		血圧	/	/	/	
時間経過		出動時分	時	分	体温	
		現場到着	時	分		℃
		接触	時	分		℃
		車内収容	時	分		℃
		現場出発	時	分		℃
病院到着		時	分			

病 院 長 様

年 月 日

上記の傷病者を搬送しました。

香取広域市町村圏事務組合消防長

傷 病 者 収 容 証

香取広域市町村圏事務組合消防本部 救急隊		事 故 覚 知 日 時			
救急隊長 救急救命士		月 日 時 分			
住 所	事 故 発 生 場 所				
氏 名	(フリガナ) 要 請 概 要				
生 年 月 日	年 月 日 生 歳	男 ・ 女			
連 傷 絡 病 先 者					
事 故 種 別	火災 ・ 自然災害 ・ 水難 ・ 交通 ・ 労災 一般 ・ 運動競技 ・ 加害 ・ 自損 ・ 急病 その他()				
又 負 傷 主 部 位	傷病者バイタルサイン等				時間
	意識レベル	JCS GCS	JCS GCS	JCS GCS	:
救 急 処 置	呼吸	%	%	%	:
	血中酸素飽和度	%	%	%	:
既 往	心拍数	/	/	/	:
時 間 経 過	出 動 時 分	時 分	体 温	℃	℃
	現 場 到 着	時 分	℃	℃	℃
	接 触	時 分			
	車 内 収 容	時 分			
	現 場 出 発	時 分			
病 院 到 着	時 分				

傷 病 部 位	傷 病 程 度				
	そ の 軽 中 重 死 他				
疾 病 分 類	1 脳 疾 患	2 心 疾 患	3 消 化 系	4 呼 吸 系	5 精 神 系
	6 感 覚 系	7 泌 尿 系	8 新 生 物	9 そ の 他	10 診 断 不 明

香取広域市町村圏事務組合消防長 様

年 月 日

上記の傷病者を収容しました。

病院

第4号様式(第33条)

救 急 出 動 報 告 書

署 所		出 動 番 号			
事 故 種 別		覚 知 方 法		救 急 隊	
覚 知 日 時			曜 日	不・救 護 区 分	
出 動 場 所					
発 生 場 所					
受 令 場 所			天 候		
活 動 経 過	病 院 搬 送 (転 送) 経 過				
出 動			1		
現 場 到 着			到 着		出 発
傷 病 者 接 触			2		
車 内 収 容			到 着		出 発
現 場 出 発			3		
病 院 到 着			到 着		出 発
医 師 引 継			4		
引 揚			到 着		出 発
帰 署			5		
搬 送 人 員	男 人 女 人		到 着		出 発
現 場 処 置 人 員	男 人 女 人		トクターカー等要請		
転院元医療機関					
医 師 出 動 要 請			搬 送 医 師 数	人	
所 要 時 間			走 行 距 離		
出 動 ~ 現 着			出 動 ~ 現 場	Km	
現 着 ~ 現 発					
現 発 ~ 病 着			現 場 ~ 病 院	Km	
所 要 時 間			出 動 ~ 帰 署	Km	
特 殊 事 案			他 隊 連 携		
事 故 概 要					
病 院 交 渉 経 過			/	受 入 不 能 理 由	
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		
出 動 隊 員 / 資 格					
隊長名					
機関員名					
隊員名					
隊員名					
隊員名					
隊員名					
作 成 者					

救 急 出 動 報 告 書

署 所	出 動 番 号	傷 病 者 番 号	
事故種別(傷病者)	生 年 月 日	歳	
フリガナ	性別		
氏 名	傷病程度		
住 所			
居 住 区 分	職業	不搬送理由	
受 傷 形 態	発生場所区分		
収 容 医 療 機 関	発生箇所区分		
救急隊判断緊急度	交渉回数	発 生 階	
科 目	医 師 名		
選 定 者	選 定 理 由		
疾 病 分 類	既 往 症		
観 察 1	時刻		
意識 :	歩行 :	表情 :	
顔色 :	呼吸等 :	呼吸回数 :	回/分
脈拍 :	脈拍回数 :	SpO2 :	%
血圧 :	/ mmHg 血圧測定時分 :	体温 :	℃
瞳孔(右) :	瞳孔(左) :	出血部位 :	
瞳孔直径(右) :	瞳孔直径(左) :	出血量 :	CC
四肢等 :	皮膚等 :	心電図波形 :	
呼吸音 :	心音 :	その他 :	
血糖値 :	mg/dL		
観 察 2	時刻		
意識 :	歩行 :	表情 :	
顔色 :	呼吸等 :	呼吸回数 :	回/分
脈拍 :	脈拍回数 :	SpO2 :	%
血圧 :	/ mmHg 血圧測定時分 :	体温 :	℃
瞳孔(右) :	瞳孔(左) :	出血部位 :	
瞳孔直径(右) :	瞳孔直径(左) :	出血量 :	CC
四肢等 :	皮膚等 :	心電図波形 :	
呼吸音 :	心音 :	その他 :	
血糖値 :	mg/dL		
観 察 3	時刻		
意識 :	歩行 :	表情 :	
顔色 :	呼吸等 :	呼吸回数 :	回/分
脈拍 :	脈拍回数 :	SpO2 :	%
血圧 :	/ mmHg 血圧測定時分 :	体温 :	℃
瞳孔(右) :	瞳孔(左) :	出血部位 :	
瞳孔直径(右) :	瞳孔直径(左) :	出血量 :	CC
四肢等 :	皮膚等 :	心電図波形 :	
呼吸音 :	心音 :	その他 :	
血糖値 :	mg/dL		
応急処置			
使用資機材			
現場到着時及び傷病者の状況等			
車内への収容 1	車内への収容 2		
同乗者1	同乗者2	同乗者3	
救急隊応急処置なし理由			

第6号様式（第36条）

消 毒 実 施 表			救急隊
実施年月日	消毒方法	消毒対象	消毒実施者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
消毒方法	薬 物	①エタノール系 ②次亜塩素酸ナトリウム系 ③その他（ ）	
	ガス法	④オゾンガス装置	
	その他	⑤高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）	
消毒対象	救急車 観察用資器材 呼吸管理資器材 創傷等保護用資器材 救出用資器材 搬送保温資器材 その他の資器材		

第7号様式（第42条）

年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合 消防長	様
申請者 住 所	
氏 名	
搬送者との関係（本人・代理人）	
代理人 住 所	
氏 名	
救 急 搬 送 証 明 申 請 書	
このことについて、下記のとおり証明書の交付を申請します。	
記	
1 申請事項	救 急 搬 送 証 明 書
2 申請内容	(1) 発生日時 年 月 日 時 分頃
	(2) 発生場所
	(3) 搬送者名
3 申請事由	
4 申請部数	部
* 受 付 欄	* 備 考 欄

